

別添(老朽化した都市計画施設の改修に関する事業)

次表の都市計画施設の改修事業は、都市再生特別措置法第 109 条の 2 に基づく都市計画事業として実施します。

表 1：事業一覧（令和 4 年 9 月 27 日鹿児島県同意）

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	改修事業の概要	事業施行期間		新たな土地の収用又は使用	備考
				自	至		
鹿屋市	鹿屋都市計画道路事業 3・5・5号 川東新線	鹿屋市白崎町、新川町 地内	車道の改修	立地適正化計画の公表の日	令和 10 年 3 月 31 日	該当しない	新規

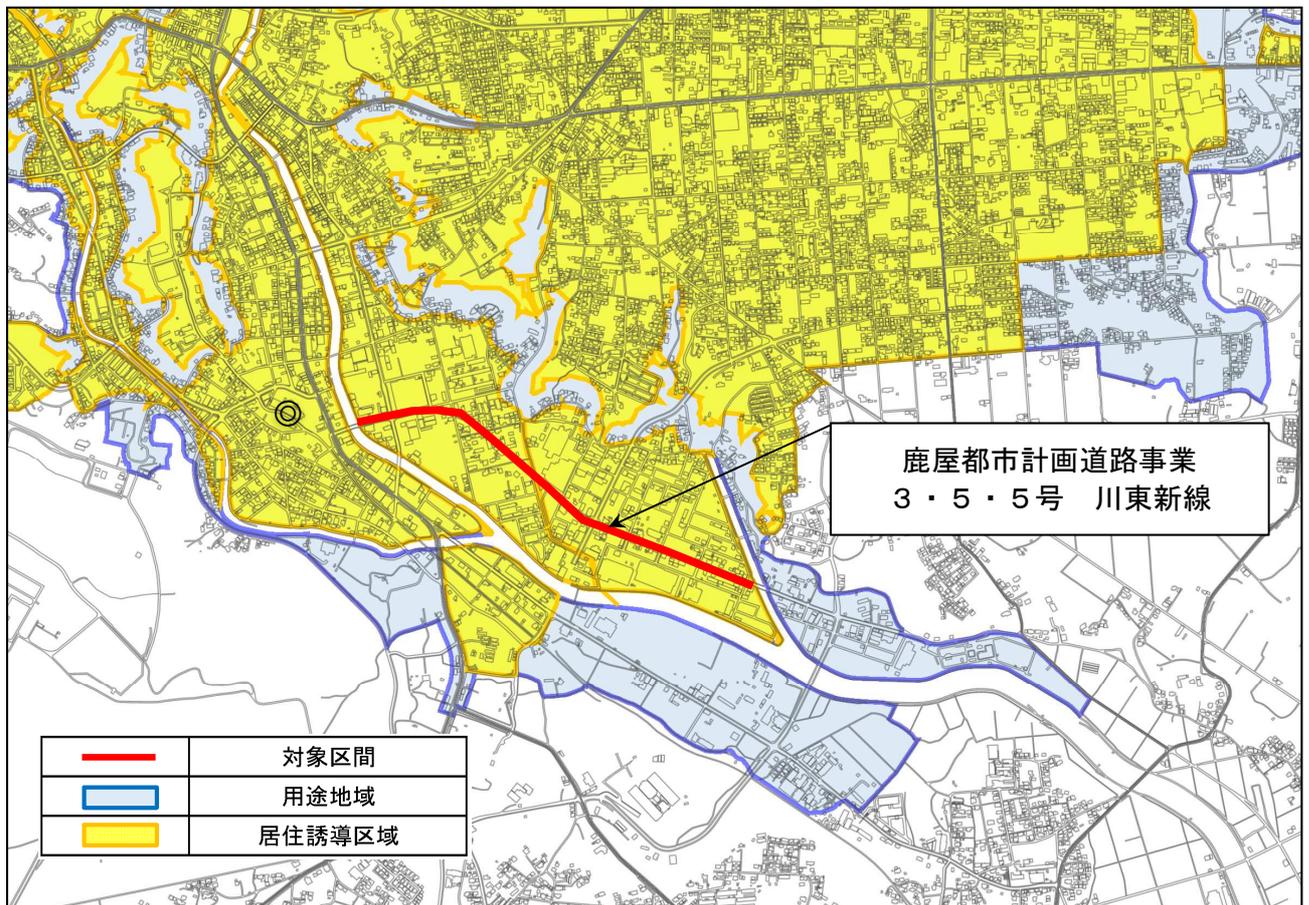


図 1：対象区間

表2：事業一覧（令和5年11月24日鹿児島県同意）

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	改修事業の概要	事業施行期間		新たな土地の収用又は使用	備考
				自	至		
鹿屋市	鹿屋都市計画道路事業 3・4・2号 昭栄札元線	鹿屋市曾田町及び寿5丁目地内	トンネル設備の改修	立地適正化計画の公表の日	令和8年3月31日	該当しない	新規
鹿屋市	鹿屋都市計画道路事業 3・4・10号 見取山線	鹿屋市北田町及び西大手町地内	トンネル設備の改修	立地適正化計画の公表の日	令和8年3月31日	該当しない	新規

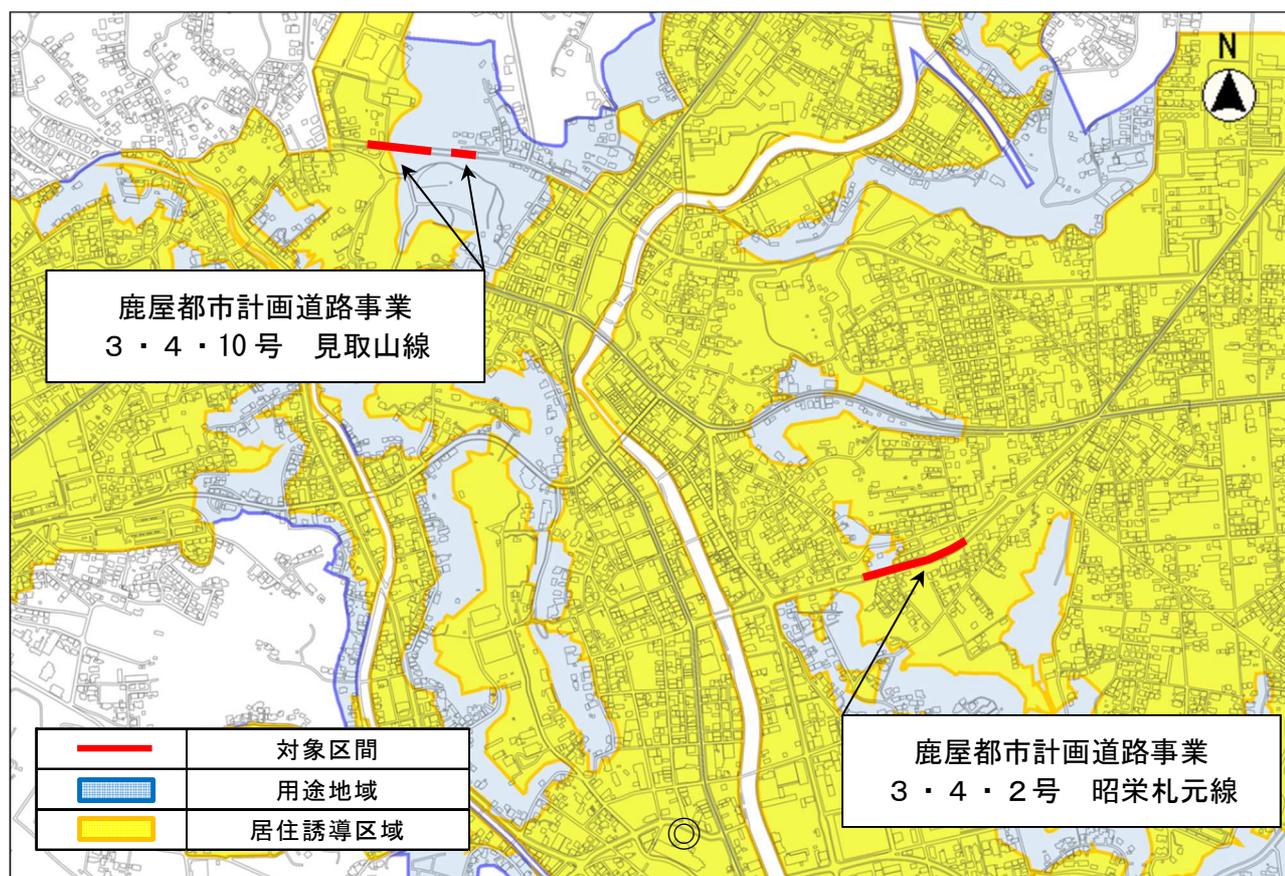


図2：対象区間